

◆ 積算等にあたってのその他注意事項

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症については、次の条件を踏まえて積算すること。
- 緊急事態宣言は発出されず、移動の制限や自粛はないものとする。
- 新型コロナウイルス感染症による休館やイベント等の中止、館内の一部エリアの立入制限はない前提とすること。
- ただし、新型コロナウイルス感染症は市中に一定程度発生しているものとして館内消毒、検温等の感染症対策は実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、項目や欄を設けて計上し、実施する内容が分かるようにすること。
- 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症は特に考慮せず、積算すること。

※ 上記の内容は、積算等にあたっての注意事項であるので、次期指定管理者においては、次の可能性があることに留意すること

- 新型コロナウイルス感染症が早期に終息した場合は、令和3年度の指定管理料のうち、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は清算の対象となる可能性がある。
- 令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症対策が必要となった場合は、提示された指定管理料に新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を加える可能性がある。